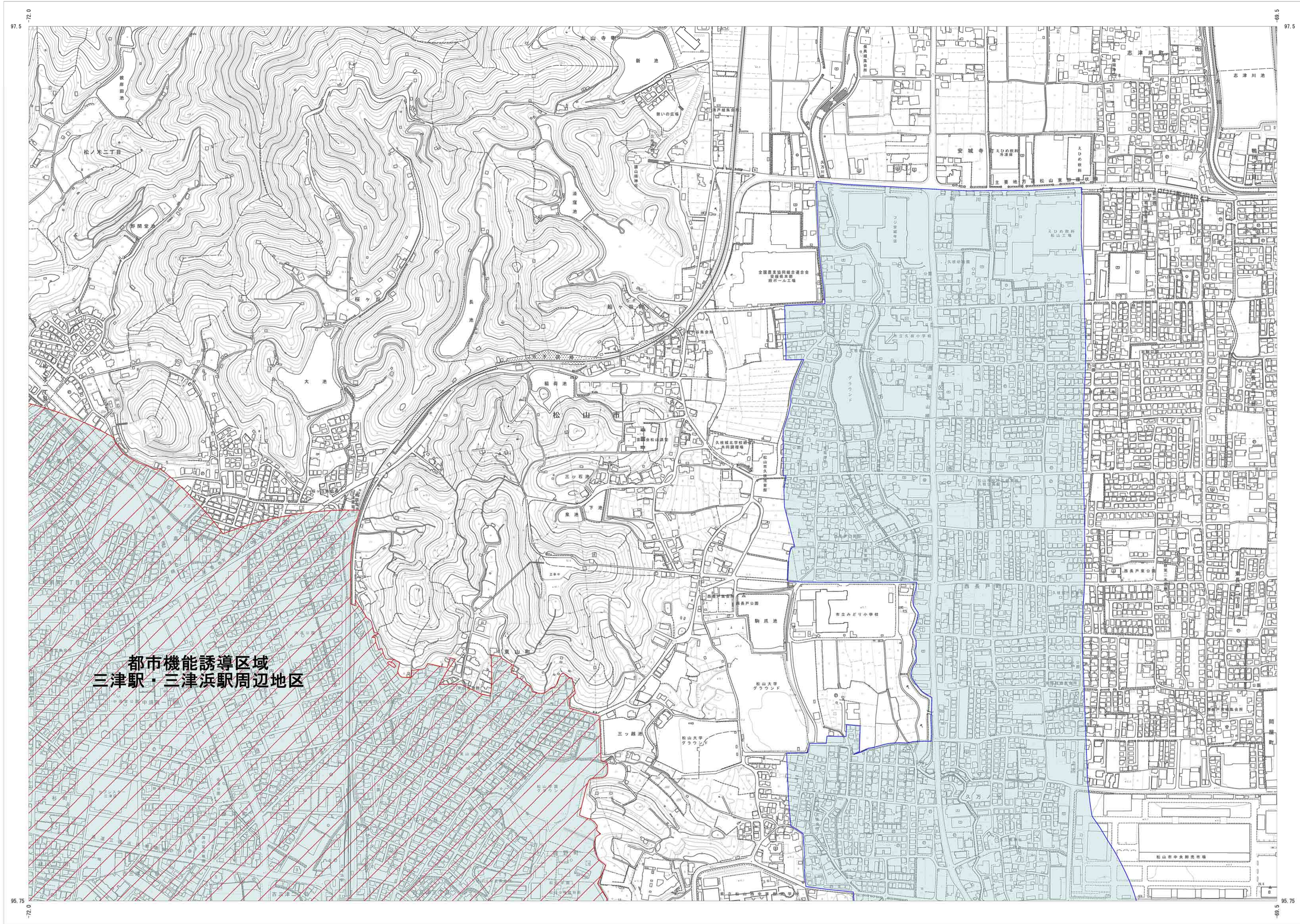




H2	H3	H4
I2	I3	I4
J2	J3	J4

- 凡 例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

誘導施設

〔都心地区〕

医療施設

・地域医療支援病院

総合福祉センター

・松山市総合福祉センター条例（平成2年条例第16号）に規定される総合福祉センター

商業施設（スーパー・百貨店等）

・以下の商業分譲に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準商業分譲（総務省：H25.10改訂）の

小分譲のうち、

561「百貨店、総合スーパー」

569「その他の各種商業小売業」

581「各種食品小売業」

582「野菜・果実小売業」

583「食肉小売業」

584「鮮魚小売業」

商業施設（温浴施設）

・松山市温浴法（昭和37年条例第1号）に規定される公営温浴

教育施設

（大学・短大・専修学校）

・学校教育法第1条に規定される大学

・H 第134条に規定される各種学校

文化施設

（図書館・美術館・博物館等）

・図書館法第2条第1項に規定される図書館

・博物館法第1条第1項、同法第9条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）

・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔その他地区〕

商業施設（スーパー・百貨店等）

・以下の商業分譲に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準商業分譲（総務省：H25.10改訂）の

小分譲のうち、

561「百貨店、総合スーパー」

569「その他の各種商業小売業」

581「各種食品小売業」

582「野菜・果実小売業」

583「食肉小売業」

584「鮮魚小売業」

教育施設

（大学・短大・専修学校）

・学校教育法第1条に規定される大学

・H 第134条に規定される各種学校

文化施設

（図書館・美術館・博物館等）

・図書館法第2条第1項に規定される図書館

・博物館法第1条第1項、同法第9条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）

・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔誘導区域と災害ハザード〕

・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。

・災害ハザードの情報は、「改訂版まつま防災マップ」、「まつま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどをご確認ください。